

有機農業推進支援委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

有機農業推進支援委託業務の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務番号及び業務名
(農第08011号) 有機農業推進支援委託業務
- (2) 業務の目的
「有機農業推進支援委託業務仕様書」のとおり
- (3) 業務内容
「有機農業推進支援委託業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間
契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
- (5) 見積限度額
4,086,660円 (消費税及び地方消費税を含む)
※契約金額の限度額であり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 参加表明書の提出日時点において、「物品購入及び役務の提供」に係る令和8年度香南市競争入札参加資格有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 参加表明書の提出日から契約候補者の選定日までの間に香南市指名停止措置要綱(令和6年香南市告示第86号)の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年香南市規則第2号)第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者。
- (6) 日本国内に主たる営業所を置く者。

4 質問の受付及び回答

- (1) 受付方法
本業務に関する質問は、質疑書(様式4)により電子メールにて受け付ける。
メールアドレス nourin@city.kochi-konan.lg.jp
- (2) 受付期間
令和8年4月27日(月)から令和8年5月11日(月)17時まで
- (3) 回答方法
香南市公式ウェブサイトの「産業・まちづくり」－「入札・契約」－「プロポーザル」の本業務ページ内に掲載する。
- (4) 回答期限
令和8年5月14日(木)17時までに回答する。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり参加表明書等を提出すること。持参により提出するときは、受付窓口で受付印を押印した参加表明書の写しを受け取ること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式2）
- イ 会社概要（任意様式。パンフレット可）
- ウ 業務実績一覧（過去5年以内に行った同種・類似業務、任意様式）

(2) 提出期限

令和8年5月19日（火）17時必着

(3) 提出先

〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706番地 香南市農林水産課 農林係
メールアドレス nourin@city.kochi-konan.lg.jp

(4) 提出方法

次のいずれかの方法とする。

- ア 電子メール
- イ 追跡サービス対応の郵便（提出期限までに必着）
- ウ 持参（受付時間は閉庁日を除く9時から17時まで）

6 参加の辞退

参加を辞退する場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

参加辞退届（様式3）

(2) 提出期限

令和8年5月29日（金）12時必着

(3) 提出先

5(3) に同じ

(4) 提出方法

5(4) に同じ

7 参加資格確認結果通知書の通知

参加表明書の提出があった事業者の参加資格を確認し、令和8年5月20日（水）までにすべての事業者へ審査結果を通知する。

8 提案書等の作成及び提出

参加資格確認結果通知書により参加資格を有すると認められた者は、下記のとおり作成した提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 提案書提出届（様式7）
- イ 提案書（任意様式。企業名・ロゴ等の掲載可）
 - 書面による場合は、A4サイズ30ページ以内とし、仕様書に基づき、以下の項目ごとに作成し、紙ファイルに綴じること。
 - データによる場合は、30ページ以内のPDFファイル又はMicrosoft PowerPointで作成されたpptxファイルを保存した記録媒体（USBメモリ又はSDカード）にウイルスチェック実施証明書（任意様式）を添付すること。
 - (ア) 業務実施の体制に関すること
 - (イ) 企画提案内容に関すること

本業務の目的・内容を踏まえた内容で、有機農業者及びこれから有機農業に取り組もうとする農業者が参加したいと思える技術講習会のプログラムを記載すること。
本業務の目的・内容を踏まえた内容で、有機農業者の経営改善及び経営安定につながる巡回指導のプログラムを記載すること。

- (ウ) スケジュールに関すること
業務スケジュール管理等を記載すること。

- ウ 見積書（任意様式。以下の項目毎に区分した見積額を提出すること）
 - (ア) 技術講習会費
 - (イ) テスト圃場監修費
 - (ウ) テスト圃場資材準備費
 - (エ) 巡回指導費

- (3) 提出期間
令和8年5月20日（水）～ 令和8年5月29日（金）
- (4) 書面提出時の提案書提出部数
5部
- (5) 提出先
5(3) に同じ
- (6) 提出方法
5(4) に同じ

9 1次審査（書類審査）

- (1) 実施基準
提案書を提出した事業者が3社を超える場合は、提出された提案書の内容について1次審査を実施する。（3社以下の場合は1次審査を省略）
- (2) 1次審査通過者
1次審査で得点が上位となった3社を1次審査通過者とする。1次審査を実施しなかった場合は、提案書を提出したすべての事業者を1次審査通過者とする。
- (3) 結果の通知
提案書を提出した事業者が3社を超えたかどうかにかかわらず、令和8年6月2日（火）までにすべての事業者に電子メールで1次審査の結果を通知する。

10 2次審査（プレゼンテーション）

- (1) 実施日時
令和8年6月4日（木）
※詳細は、令和8年6月2日（火）までに電子メールで通知する
- (2) 出席者
1提案者2名以内
- (3) 実施方法
 - ア 事業者がホストかつそのプラットフォームは次のものとする。
Zoom・Google Meet・Microsoft Teams
 - イ 1提案者30分程度（提案書の説明20分、質疑10分）
 - ウ 事前に提出された提案書に沿って説明を行うこと。
 - エ 実施時の追加資料の配布は禁止する。
 - オ 企業名等を特定できる内容（挨拶、企業名・ロゴの表示等）での実施を認める。

11 契約候補者等の選定

提出された提案書を本市が設置する「有機農業推進支援委託業務に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査し、契約候補者及び次点者を選定する。

(1) 契約候補者の選定

選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーションを受け、各委員がつけた評価点を合計した総評価点数が、最低基準点（合計得点が満点の60パーセント）以上の者で、最も高い者を契約候補者として選定し、次いで高い者を次点者とする。

(2) 結果の通知

ア 契約候補者に選定した者には、選定された理由等を記載した審査結果通知書を電子メールで通知する。

イ 契約候補者に選定しなかった者には、選定に至らなかった理由を付した審査結果通知書を電子メールで通知する。審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

12 評価項目及び評価基準

提案書及びプレゼンテーションの内容に関する評価は、次の評価基準により行う。

評価項目	主な評価基準	評価点
業務実績及び業務体制に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体等での業務実績 ・認定、登録、認証等の取得状況 ・技術者の資格 	20点
提案内容に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に適した技術講習会のプログラムとなっているか。 ・有機農業者の経営改善及び経営安定につながる巡回指導のプログラムとなっているか。 ・独創性及び実現性 ・適切な業務スケジュール 	60点
価格に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・見積限度額の範囲内で積算されており、業務内容に対して妥当な計算が行われているか。 	20点
合計		100点

13 プロポーザルの実施スケジュール（予定）

日程	内容	実施方法
令和8年4月27日	参加表明書の受付開始	メール・郵送・持参
令和8年5月11日	質疑書の受付期限	メール
令和8年5月14日	質疑回答書の公表	市ウェブサイト
令和8年5月19日	参加表明書の提出期限	メール・郵送・持参
令和8年5月20日	参加資格確認結果通知書の送信	メール
令和8年5月29日	提案書の提出期限	メール・郵送・持参
令和8年6月 2日	1次審査結果通知書の送信 2次審査（プレゼンテーション）日時の通知	メール
令和8年6月 4日	2次審査（プレゼンテーション）の実施	オンライン
令和8年6月 5日	審査結果通知書の送信	メール

14 契約締結までの協議

市長は、契約候補者に選定された者と本プロポーザルに提出された提案書等の内容を基本とし、業務の仕様及び契約内容について協議の上、契約を締結する。契約候補者に選定された者が契約を辞退した場合又は失格に該当することが判明した場合は、次点者となった者と契約に向けた協議を行い、契約を締結する。

15 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、提案者、契約候補者及び次点者の資格を取り消す。また、(1)から(5)までに該当する行為があったと確認された場合は、その行為の悪質性により別途入札参加資格の指名停止措置を行う。

- (1) 委員に対して、直接又は間接的に不正行為目的の接触を求めること。
- (2) 他の事業者と参加意思の確認又は提案内容の協議をすること。
- (3) 他の事業者にもプロポーザルに参加しないよう依頼すること。
- (4) 提案書及びその他提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) 前各号のほか、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- (6) 参加資格要件を満たしていない場合
- (7) 実施要領等に定められた提出期限、提出先、提出方法、留意事項に適合しない書類等の提出があった場合
- (8) 見積限度額を超えた見積書の提案があった場合

16 その他

- (1) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提案書及び見積書作成等、本プロポーザル参加に要する一切の費用は事業者の負担とする。
- (3) 提出できる提案書は1提案のみとする。
- (4) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (5) 提出された提案書等の著作権は事業者に帰属するが、本業務に必要な範囲で市が無償で使用（複製、転記又は転写）できるものとする。
- (6) 提出された提案書の差し替え及び追加資料の提出は認めないが、市担当者より指示があったときは、この限りでない。
- (7) 提出された関係書類は返却しない。
- (8) 企画提案者の提出が1者の場合でも本プロポーザルは成立する。その場合は、1社について審査した上で評価が一定基準に達していれば契約候補者に選定する。